

監査委員告示第3号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

平成26年3月31日

木津川市監査委員 藤原 義明

木津川市監査委員 西岡 政治

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

記

1 監査執行年月日 平成26年2月24日（月）

2 監査対象部局及び監査の対象

上下水道部

水道業務課

滞納対策と適切な不納欠損処理の取り組みについて

具体的な企業努力について

（・府営水3水系の料金統一に向けた取り組みについて）

水道工務課

工事関係について

（・設計や計画段階における精査の取り組みについて
・工事の適切な進行管理と事業者への指導体制について
・検査日設定の合理化に向けた検討結果について

老朽化施設の更新計画と取り組みについて

随意契約の状況について

下水道課

滞納対策と適切な不納欠損処理の取り組みについて

企業会計への移行の取り組み状況について

未整備地域に対する今後の費用対効果を含めた検証について

下水道コンクリート管の不明水対策について

3 監査の方法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において概ね適正に処理されていた。

【水道工務課】

競争入札と随意契約との落札率の差については、今後も縮小されるよう鋭意検討し取り組まれない。

老朽施設の改修整備については、水道ビジョン等に基づき、適切な資金計画の下、着実な進捗を計られたい。

【水道業務課・下水道課 共通】

使用料金未収問題については、滞納初期における対応が効果的であり早期対応が必要である。

水道料金においては給水停止を含めた早期対応を強化が必要である。

債権管理を適正に行い、市全体としての債権回収体制の構築の検討が必要である。また、回収不能債権については、法に則り適正な不納欠損処理をされたい。